

## 山鹿市条例第 20 号

### 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例

山鹿市附属機関設置条例（令和 2 年山鹿市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表新福祉会館建設推進委員会の項中「新福祉会館建設推進委員会」を「福祉施設再編検討委員会」に、「の推進」を「その他市立の社会福祉施設（児童福祉施設等を除く。）の再編」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。